令和８年度　信州の森林づくり整備事業

森 鏡台山地区間伐（伐倒木買取）業務委託

千曲市 大字 森 字 鏡台山（林班 23 に・28い）

金　抜　設　計　書

事 業 主 体 名　　　千　曲　市

令和8年度 森林環境保全整備事業 森、鏡台山地区間伐(伐倒木買取)業務委託

内 訳 書

施工名称など	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
間伐（3.61ha）						
施工地（23林班に小班1ｰｲ） 搬出間伐（ｶﾗﾏﾂ 1.88ha）	列状間伐 伐採率30% 搬出率80%					
伐倒	平均胸高直径 28cm以上	395	本			No.1単価表
造材（プロセッサ）	平均胸高直径 28cm以上	290	㎥			No.2単価表
集材	平均胸高直径 28cm以上 林内～作業道 平均運搬距離100m	290	㎥			No.3単価表
小運搬	不整地運搬車運搬 現場～林道更埴坂城線合流地点 平均運搬距離2.8㎞	290	㎥			No.4単価表
施工地（28林班い小班1～3） 搬出間伐（ﾋﾉｷ 1.73ha）	列状間伐 伐採率25% 搬出率80%					
伐倒	平均胸高直径 22㎝以上28cm未満	411	本			No.1’単価表
造材（プロセッサ）	平均胸高直径 22㎝以上28cm未満	149	㎥			No.2単価表
集材	平均胸高直径 22㎝以上28cm未満 林内～作業道 平均運搬距離100m	149	㎥			No.3’単価表
小運搬	不整地運搬車運搬 現場～林道更埴坂城線合流地点 平均運搬距離2.8㎞	149	㎥			No.4単価表
小計						
森林作業道開設（W=3.0m・L=400m）						
作業道	地山勾配 15度以上25度未満 除根処理あり	400	m			No.5単価表
※※直接工事費※※						
※※共通仮設費※※	＊ 直接工事費 ＊ 共通仮設費率					R7森林整備A
※※純工事費※※						

令和8年度 森林環境保全整備事業 森、鏡台山地区間伐(伐倒木買取)業務委託

内 訳 書

施工名称など	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
※※現場管理費※※	* 純工事費 * 現場管理費率					冬期率:0.15 補正係数:1.20 0.15×1.20＝0.18 積雪寒冷地域4級地
※※工事原価※※						
※※一般管理費等※※	* 工事原価 * 一般管理費等率					
※※工事価格※※						千円未満切捨て
※※消費税等相当額※※	* 工事価格 * 率					
※※工事費※※						

No.1単価表(伐倒)　　　　　　　　　　**平均胸高直径　28cm以上**

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
特殊作業員		0.63	人			R8.4.1県実施設計単価	R7治山林道必携	
普通作業員		0.63	〃			R8.4.1県実施設計単価		
諸雑費率		6	%					
合計		100	本					
単位当たり		1	本					

No.1’単価表(伐倒)　　　　　　　　　　**平均胸高直径　22cm以上28cm未満**

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
特殊作業員		0.52	人			R8.4.1県実施設計単価	R7治山林道必携	
普通作業員		0.52	〃			R8.4.1県実施設計単価		
諸雑費率		6	%					
合計		100	本					
単位当たり		1	本					

No.2単価表(機械造材　プロセッサ)

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
運転手(特殊)		0.34	人			R8.4.1県実施設計単価	R7治山林道必携	
プロセッサ運転		1.9	時間			単価表No.2-1		
合計		10	㎥					
単位当たり		1	㎥					

No.2-1単価表(機械運転　プロセッサ)

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
プロセッサ(バックホウ)損料	クローラ型　山積0.45㎥ 排出ガス対策型1次基準	1.00	時間			R7森林整備保全事業 建設機械経費積算要領(13)	・(林野庁平成28年4月)森林環境保全直接支援事業環境林整備事業作業工程表 ・R7治山林道必携	
軽油	60(kw)×0.144(ℓ/kw・h)	8.6	ℓ			R8.8.1県実施設計単価		
単位当たり		1	時間					

No.3単価表(集材)　　　**平均胸高直径　28cm以上**　　　**集材距離200m未満**

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
運転手(特殊)		0.26	人			R8.4.1県実施設計単価表		
普通作業員		0.52	人			R8.4.1県実施設計単価表		
小計		10	m^3					
単位当たり		1	m^3					
軽油		117.99	ℓ			R8.8.1県実施設計単価表0.114ℓ/h*150kw＊6.9h(日)	R7治山林道必携	列状間伐補正 -20%
不整地運搬車賃料	クローラ型　油圧ダンプ6t	2.18	供用日			R8.4.1県実施設計単価表		
小計		1	日					
単位当たり		1	m^3			283.66m^3/日		
合計単位当たり		1	m^3					

1時間当たり運搬量　Q=60*q*f*E/Cm　q(m^3)= 3.7　f= 1.0

E= 0.95　V(min/km)= 11.63

L(km)= 0.1　α(min)= 2.8

Cm(min)=2*V*L+α=　5.13

Q(m^3/h)=60*q*f*E/Cm= 41.11

1日当たり運搬量(m^3/日)　Q′(m^3/日)*6.9h=　283.66

Q：１時間当たり運搬量（m^3）
q：1サイクル当り運搬量（m^3）
f：土量換算係数＝1.0
E：作業効率＝0.95
Cm：1ｻｲｸﾙ当たりの所要時間（min）

Cm＝β・L＋α
β：運搬速度係数＝2・V
V：不整地運搬車の走行速度＝11.63min/km
L：運搬距離（km）
α：積込み・その他の時間

No.3’単価表（集材）　　平均胸高直径　22cm以上28cm未満　　集材距離200m未満

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
運転手（特殊）		0.30	人			R8.4.1県実施設計単価表		
普通作業員		0.60	人			R8.4.1県実施設計単価表		
小計		10	㎥					
単位当たり		1	㎥					
軽油		117.99	ℓ			R8.8.1県実施設計単価表0.114ℓ/h*150kw＊6.9h（日）	R7治山林道必携	列状間伐補正 −20%
不整地運搬車賃料	クローラ型油圧ダンプ6t	2.18	供用日			R8.4.1県実施設計単価表		
小計		1	日					
単位当たり		1	㎥			283.66㎥/日		
合計単位当たり		1	㎥					

1時間当たり運搬量　Q=60*q*f*E/Cm　q（㎥）= 3.7　f= 1.0
E= 0.95　V（min/km）= 11.63
L（km）= 0.1　α（min）= 2.8
Cm（min）=2*V*L+α=　5.13
Q（㎥/h）=60*q*f*E/Cm=　41.11
1日当たり運搬量（㎥/日）　Q′（㎥/日）*6.9h=　283.66

Q：１時間当たり運搬量（㎥）
q：1サイクル当り運搬量（㎥）
f：土量換算係数＝1.0
E：作業効率＝0.95
Cm：1ｻｲｸﾙ当たりの所要時間（min）

Cm＝β・L＋α
β：運搬速度係数＝2・V
V：不整地運搬車の走行速度＝11.63min/km
L：運搬距離（km）
α：積込み・その他の時間

No.4単価表（小運搬）　　小運搬距離：2.8km

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
運転手（特殊）	6t積	0.86	人			R8.4.1県実施設計単価表6.9h/8.0h=0.86人		
軽油		117.99	ℓ			R8.8.1県実施設計単価表0.114ℓ/h*150kw＊6.9h（日）	令和7年度 森林整備保全事業標準歩掛 （運搬工）より	
不整地運搬車賃料	クローラ型油圧ダンプ6t	2.18	供用日			R8.4.1県森林土木事業設計単価表		
合計		1	日					
単位当たり		1	㎥			21.39㎥/日		

1時間当たり運搬量　Q=60*q*f*E/Cm　q（㎥）= 3.7　f= 1.0
E= 0.95　V（min/km）= 11.63
L（km）= 2.8　α（min）= 2.8
Cm（min）=2*V*L+α=　67.93
Q（㎥/h）=60*q*f*E/Cm=　3.1
1日当たり運搬量（㎥/日）　Q′（㎥/日）*6.9h=　21.39

Q：１時間当たり運搬量（㎥）
q：1サイクル当り運搬量（㎥）
f：土量換算係数＝1.0
E：作業効率＝0.95
Cm：1ｻｲｸﾙ当たりの所要時間（min）

Cm＝β・L＋α
β：運搬速度係数＝2・V
V：不整地運搬車の走行速度＝11.63min/km
L：運搬距離（km）
α：積込み・その他の時間

No.5単価表(作業道開設　W=3.0)　　**地山勾配　15度以上25度未満**

名称	規格	数量	単位	単価	金額	備考	適用歩掛根拠	
伐開	刈払機　肩掛式 ｶｯﾀｰ径255㎜	4.20	㎡				H26県営林	
切取	クローラ型　山積0.45㎥ 排出ガス対策型2次基準	2.10	㎥			単価表No.5-2		
盛土	ブルドーザ普通　11t級 排出ガス対策型1次基準	2.10	㎥			単価表No.5-3		
盛土法面整形	クローラ型　山積0.45㎥ 排出ガス対策型1次基準	1.10	㎡			単価表No.5-4		
除根処理	クローラ型　山積0.45㎥ 排出ガス対策型1次基準	4.20	㎡			単価表No.5-5		
単位当たり		1	m					

No.5-1単価表（伐開）

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
刈払機運転	肩掛式　カッター径255mm	0.32	日			単価表No.5−1−1	H26県営林	
特殊作業員		0.32	人			R8.4.1県実施設計単価表		
合計		100	㎡					
単位当たり		1	㎡					

No.5-1-1単価表（刈払機運転）

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
混合油	混合比1：25	1.52	ℓ			R8.8.1県実施設計単価表	H26県営林	
刈払機	肩掛式　カッター径255mm	1.00	日			R7森林整備保全事業建設機械経費積算要領(13)		
単位当たり		1	日					

No.5-2単価表（切取）

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
バックホウ運転	クローラ型　山積0.45㎥ 排出ガス対策型1次基準	1.00	時間			単価表No.5−2−1	H26県営林	
1㎥当たり						1時間当たり土工量24.5㎥		
単位当たり		1	㎥					

No.5-2-1単価表（バックホウ運転）

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
バックホウ	クローラ型　山積0.45㎥ 排出ガス対策型1次基準	1.00	時間			R7森林整備保全事業 建設機械経費積算要領(13)	H26県営林	
運転手(特殊)		0.16	人			R8.4.1県実施設計単価表		
軽油		11.00	ℓ			R8.8.1県実施設計単価表		
単位当たり		1	時間					

No.5-3単価表（盛土）

名称	規格	数量	単位	単価	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正	
ブルドーザ運転	普通11t 排出ガス対策型1次基準	2.63	時間			単価表No.5−3−1		
普通作業員		0.20	人			R8.4.1県実施設計単価表		
							H26県営林	
合計		100	㎥					
単位当たり		1	㎥					

No.5-3-1単価表（ブルドーザ運転）

名称	規格	数量	単位	単価	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正	
ブルドーザ	普通11t 排出ガス対策型1次基準	1.00	時間			R7森林整備保全事業 建設機械経費積算要領		
運転手（特殊）		0.20	人			R8.4.1県実施設計単価表	H26県営林	
軽油		14.00	ℓ			R8.8.1県実施設計単価表		
単位当たり		1	時間					

No.5-4単価表（盛土法面整形）

名称	規格	数量	単位	単価	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正	
バックホウ運転	クローラ型　山積0.45㎥ 排出ガス対策型1次基準	3.10	時間			単価表No.5−2−1		
運転手（特殊）		0.10	人			R8.4.1県実施設計単価表		
普通作業員		0.50	人			R8.4.1県実施設計単価表		
							H26県営林	
合計		100	㎡					
単位当たり		1	㎡					

No.5-5単価表（除根処理）

名称	規格	数量	単位	単価	金額	適用単価	適用歩掛根拠	歩掛補正
バックホウ運転	クローラ型　山積0.45㎥ 排出ガス対策型1次基準	1.01	時間			単価表No.5−2−1		
普通作業員		0.04	人			R8.4.1県実施設計単価表		
							H26県営林	
合計		100	㎡					
単位当たり		1	㎡					

適用歩掛根拠一覧表

単価表	根拠資料名	該当項目
No.1　伐倒	令和7年度森林整備保全事業標準歩掛(森林整備)	5-1-11-(3)-2)伐倒
No.1´　伐倒		
No.2　機械造材　プロセッサ	運転手(特殊):(林野庁平成28年4月)森林環境保全直接支援事業環境林整備事業作業工程表	【間伐】3-2造材(林業機械:プロセッサ)
	プロッセサ運転時間:令和7年度森林整備保全事業標準歩掛(森林整備)	5-1-11-(3)-7)造材
No.2-1　機械運転プロセッサ	R7森林整備保全事業建設機械経費積算要領	
No.3　集材	**運転手（特殊）・普通作業員**　：　令和7年度森林整備保全事業標準歩掛(森林整備)	5-1-11-(3)-8)集材
	軽油　：　R7森林整備保全事業建設機械経費積算要領	
No.3´　集材	**不整地運搬車賃料**　：　令和7年度森林整備保全事業標準歩掛(運搬工)	2-2-2-(4)不整地運搬車運転単価表
No.4　小運搬	令和7年度森林整備保全事業標準歩掛(運搬工)	2-2-2不整地運搬車運転準用
No.5　作業道開設	平成26年度県営林生産物処分事業設計標準歩掛	第10森林作業道の開設歩掛
No.5-1　伐開		
No.5-1-1　刈払機運転		
No.5-2　切取		
No.5-2-1　バックホウ運転		
No.5-3　盛土		
No.5-3-1　ブルドーザー運転		
No.5-4　盛土法面整形		
No.5-5　除根処理		

運材費（現場土場～市場）　　　　　現場名　　大字森鏡台山

樹種	カラマツ		
販売箇所	北信木材センター		
距離	32.5	km	【参考】
トラック	10	t車	
運材量	290	㎥	
トラック1台当たり	11	㎥	（素材運搬時　1.1㎥/t）
トラック台数	27	台	
トラック運賃	41,500	円	森林組合、北信木材センター見積額平均値
総運賃価格	1,120,500	円	

長野森林組合	41,000円/台
北信木材センター	42,000円/台
平均値	41,500円/台

樹種	ヒノキ		
販売箇所	中信木材センター		
距離	32.5	km	【参考】
トラック	10	t車	
運材量	149	㎥	
トラック1台当たり	11	㎥	（素材運搬時　1.1㎥/t）
トラック台数	14	台	
トラック運賃	62,000	円	森林組合、中信木材センター見積額平均値
総運賃価格	868,000	円	

長野森林組合	61,000円/台
北信木材センター	63,000円/台
平均値	62,000円/台

信州の森林づくり整備事業（伐倒木買取を伴う間伐）特記仕様書

令和８年度　信州の森林づくり整備事業
森　鏡台山地区間伐（伐倒木買取）業務委託

1　総則

（１）本仕様書は、長野県林業土木工事仕様書・林業土木工事現場管理の手引きに基づき、市が委託により発注する市有林整備事業の実施に適用する。

（２）事業実施に当たり、事業執行の順序、方法及び時期について監督員の指示を受けるものとする。なお、これについて不明、疑義のあるときはすべて監督員と協議し、その指示を受けるものとする。また、協議時は協議書を提出すること。

（３）施工のため交通に支障を及ぼし、または支障を及ぼす恐れのあるときは、直ちに監督員に申し出てその指示に従い、交通の安全を確保するための必要な措置を講ずる。

（４）施工のための既設構造物等に支障を及ぼさないよう、必要な保護措置を講ずるものとする。もし既設構造物等に損傷を与えるか、またはやむを得ず一時除去する等の必要が生じたときは、受託者の責任において、適切な措置をとるものとし、その旨を監督員に報告するものとする。

（５）事業実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、または第三者に損傷を与えた事故が発生したときは、延滞なくその状況を監督員に報告するものとする。

（６）施工に当たり、諸法令及び実施に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営適用は、受託者等の責任において行うものとする。

2　事業の実施にあたって必要な資格

事業の実施に当たっては、下表に掲げる有資格者等により各作業を行うこと。
施工計画書に資格者証の写しを必ず添付すること。

作業種	必要な資格又は免許	根拠法令
伐木及び造材（チェーンソーによる伐採等作業）	安全衛生（伐木造材）特別教育修了者	労働安全衛生法　第59条 労働安全衛生規則　第36条
車両系機械による集積作業（機体重量３t以上）	車両系建設機械運転技能講習修了者	労働安全衛生法　第61条 労働安全衛生法施行令　第20条
架線系機械による集材作業 ※注１	林業架線作業主任者	労働安全衛生法　第14条 労働安全衛生法施行令　第6条
玉掛作業 ※注２	玉掛技能講習修了者	労働安全衛生法　第61条 労働安全衛生法施行令　第20条
高性能林業機械（プロセッサ等）による造材作業	車両系建設機械運転技能講習修了者	労働安全衛生法　第61条 労働安全衛生法施行令　第20条
はい作業 ※注３	はい作業主任者	労働安全衛生法　第14条 労働安全衛生法施行令　第6条
移動式クレーン運転（つり上げ荷重１t以上）	移動式クレーン運転技能講習修了者	労働安全衛生法　第61条 労働安全衛生法施行令　第20条

※注１　原動機の出力 7.5ｋｗ以上、支間の斜距離の合計が 350m以上、あるいは最大使用荷重が 200ｋｇ以上のいずれかに該当する機械集材装置等で、空中において運搬する施設の場合。

※注２　制限荷重が１ｔ以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が１ｔ以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務。

※注３　高さが 2m以上のはい付け又ははいくずしの作業。

3　間伐作業について

（１）間伐は列状とし、原則３残１伐で行う。

（２）伐採率はカラマツは 30％（残存列の不良木等を伐採し 30％とする）、ヒノキは 25％とする。

（３）搬出率は、80％、搬出材積はカラマツ 290 ㎥以上、ヒノキ 149 ㎥以上を目安とする。

（４）伐採にあたっては、残存木を損傷しないように注意を払うこと。

（５）使用するチェーンソーは、防振装置付とし安全確保に努めるものとし、使用するチェーンオイルは生分解性チェーンオイルを使用するもとする。使用機械については、しゅん工時に確認できる写真等を添付すること。

（６）その他必要な事項は、監督員の指示を受けること。

4　集材・搬出作業について

（１）　集材・搬出作業にあたっては、残存木及び稚樹を損傷しないように注意を払わなければならない。

（２）　林内に放置する伐採木については、幹材部が地表面に接するよう、必要に応じて枝払い、玉切りを行なうこと。

（３）搬出にあたり、必要以上の過伐採を行わないこと

（４）集積場からの運搬は、過積載にならないよう十分注意し、しゅん工検査時に写真等で確認できるようにすること。

5　作業路開設について

（１）構造

・当該森林は保安林であることから、

＊幅員は最大で 3.5m(設計車両を考慮した必要最小限の幅員)とする。

＊切取り、盛土高は 1.5m以内を原則とする。

・待避所、車廻し箇所は現地をよく検討した上でできるだけ多く設置すること。

・最小曲線半径は原則として 6mとする。

・縦断勾配は極力緩勾配（10％以下）とする。急勾配とする場合は路面洗掘防止策を講じること。また、監督員と十分協議を行うこと。

（２）開設に対する留意事項

・地質、地形を考慮し、後々災害を起こさない道とすること。

・効率のよい合理的な作業路配置とすること。

・等高線に沿った直線的でない平面線形とすること。

・路面排水を考慮し、縦断線形が一律にならないように配置すること。

・伐開幅をできるだけ小さくすること。

・切土高を抑制すること。また、切盛土量を均衡させせること。
・路面排水をこまめにし、暗渠は使用せず洗越工を採用すること。
・立竹木、笹、雑草、つる類等の地床植物を地際より伐倒または刈払いし、路線の片側に整理すること。
・盛土を行う場合は、地山とのなじみをよくするとともに土砂流出防止のため編柵等必要な措置を講ずること。編柵は構造等を監督員と協議した後設置すること。
・編柵の作設のため立木を利用する場合は、監督員と協議すること。その場合は編柵に使用した立木を伐採しないこと。
・水切りを確実に行い、作業道により林地が損なわれることのないようにすること。

（３）その他

・支障木の伐採は必要最小限とし、基本的には樹幹距離を６ｍ以内とする。また、大きく先行した伐開を避けること。
・施工は、融雪時期等を避け、降雨時や降雨直後の作業は行わないこと。
・作業路のルート等が決まったら監督員と協議を行い、その結果を書面にて提出すること。
・その他必要な事項は、監督員の指示を受けなければならない。

6　作業管理について

（１）作業を始める前に、施工計画書を提出し、また、社会保険等の加入実態状況調査票も必ず提出すること。また、施工体制台帳を作成し、監督員へ提出すること。
（２）事業実行の記録として作業日誌を作成し保管すること。現場等で監督員の指示があった場合は提示すること。作業日誌・記録簿についてはしゅん工時に提出すること。
（３）作業を行う時期は事前に監督員と協議を行うこと。また、現状が設計内容と合わない場合には、遅滞なく直ちに監督員に報告し、指示を受けること。

7　工程管理について

（１）本業務において、施工期間及び施工方法等に下記の制約条件があるため、適切な処置を行うこと。

制約条件	位置等	制約条件及び内容
保安林内間伐届	該当あり	保安林内における伐採届
保安林内作業許可	該当あり	保安林内における土地の形質変更（作業路作設）

（２）長期休工（７日以上の休工及び年末年始・盆休暇）、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出すること。

8　伐倒木の買取について

（1） 間伐した材については買取りとする。

・伐倒木買取金額（運材費、市場手数料、椪積手数料、木材販売額）は下記のとおり。

（税別）

区　　分		収入(円)	支出(円)	差し引き(円)	備考
伐倒木買取金額	運材費		1,988,500		
	市場手数料		573,300		7.5%
	椪積手数料		298,520		680円/㎥
	木材販売額	7,644,000			搬出予定材積 カラマツ　290㎥ ヒノキ　149㎥
	小　計	7,644,000	2,860,320	※1 **4,783,000**	**税込 5,261,300円**

※1：1,000円未満切り捨て

・木材は現場渡しとする。

・木材は間伐施業が終わりしだい、速やかに運び出すこと。

・集積場からの運搬は、過積載にならないように十分注意すること。なお、しゅん工検査時に写真等で確認できるようにすること。

・運搬等の諸経費に関しては請負業者が負担すること。

・運搬等に関する損失・事故等においては請負業者が負担すること。

・事業完了時に販売実績（木材・樹種・材積）のわかる物（伝票等の書類）を必ずしゅん工書類に添付すること。

・伐倒木買取金額に含まれている経費（運材費、市場手数料、椪積手数料）は、入札額に含めないこと。

9　委託料の支払い

・入札は、本事業の実施に係る費用（間伐作業、集材・搬出作業、作業路開設）を見積もること。委託料から伐倒木買取価格（5,261,300円/税込）を差し引いた額を事業費として支払う。

10　その他

・現場付近の関係機関と十分協議を行い、事業を行うこと。その結果については、文書にて監督員に提出すること。

・施行写真の撮影に当たっては原則GPS機能付きカメラで撮影を行う又はGPSデータロガーにより位置情報を付加する等により、位置情報を持った写真データを整備・保存すること。

・出来形管理については信州の森林づくり事業調査要領に合致した検査記録表を作成すること。

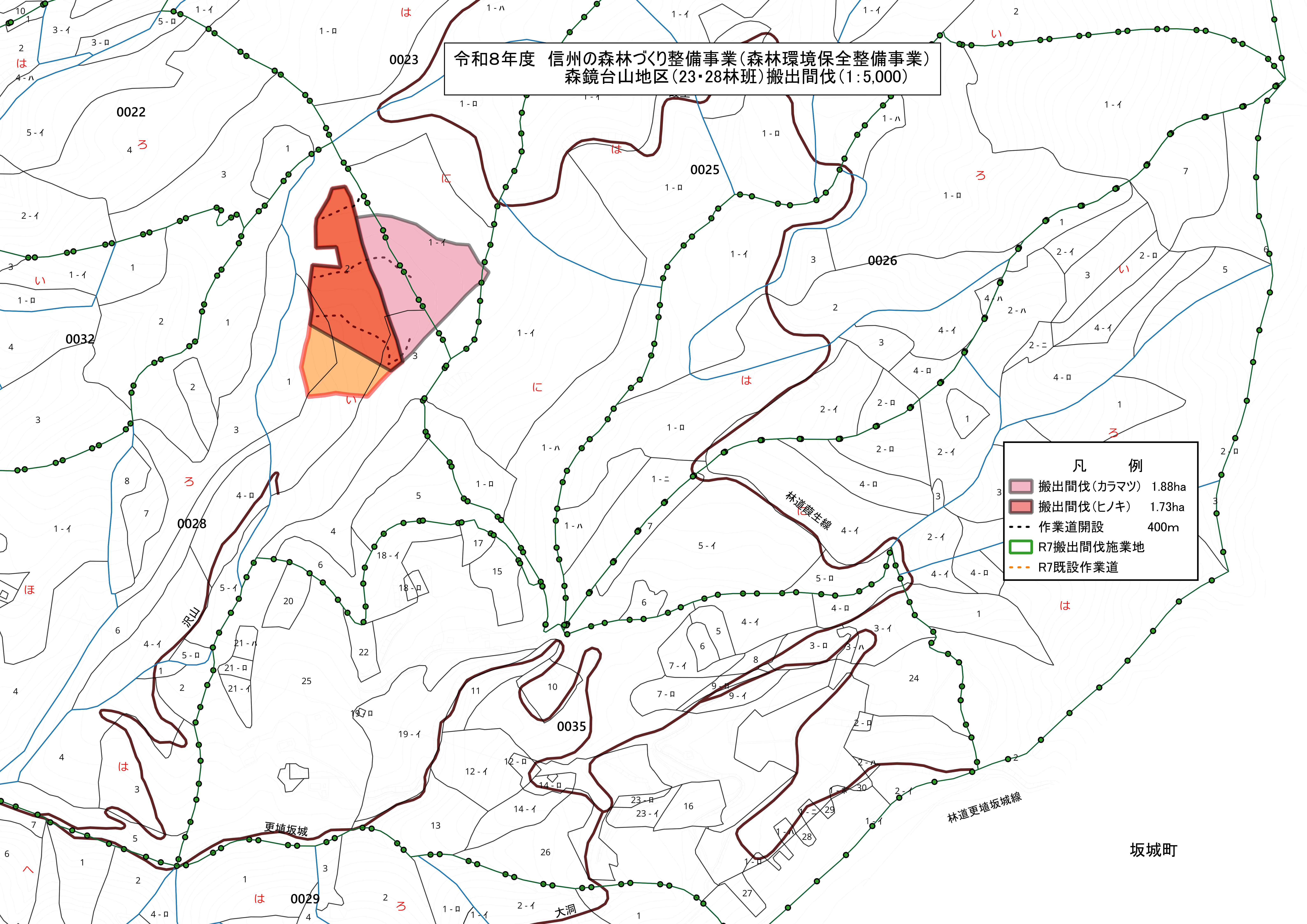

令和8年度　信州の森林づくり整備事業（森林環境保全整備事業）
森鏡台山地区（23・28林班）搬出間伐（1:5,000）
凡　例
搬出間伐（カラマツ）　1.88ha
搬出間伐（ヒノキ）　1.73ha
作業道開設　400m
R7搬出間伐施業地
R7既設作業道
林道更埴坂城線
坂城町
大洞
更埴坂城
沢山
0022
0023
0025
0026
0028
0029
0032
0035